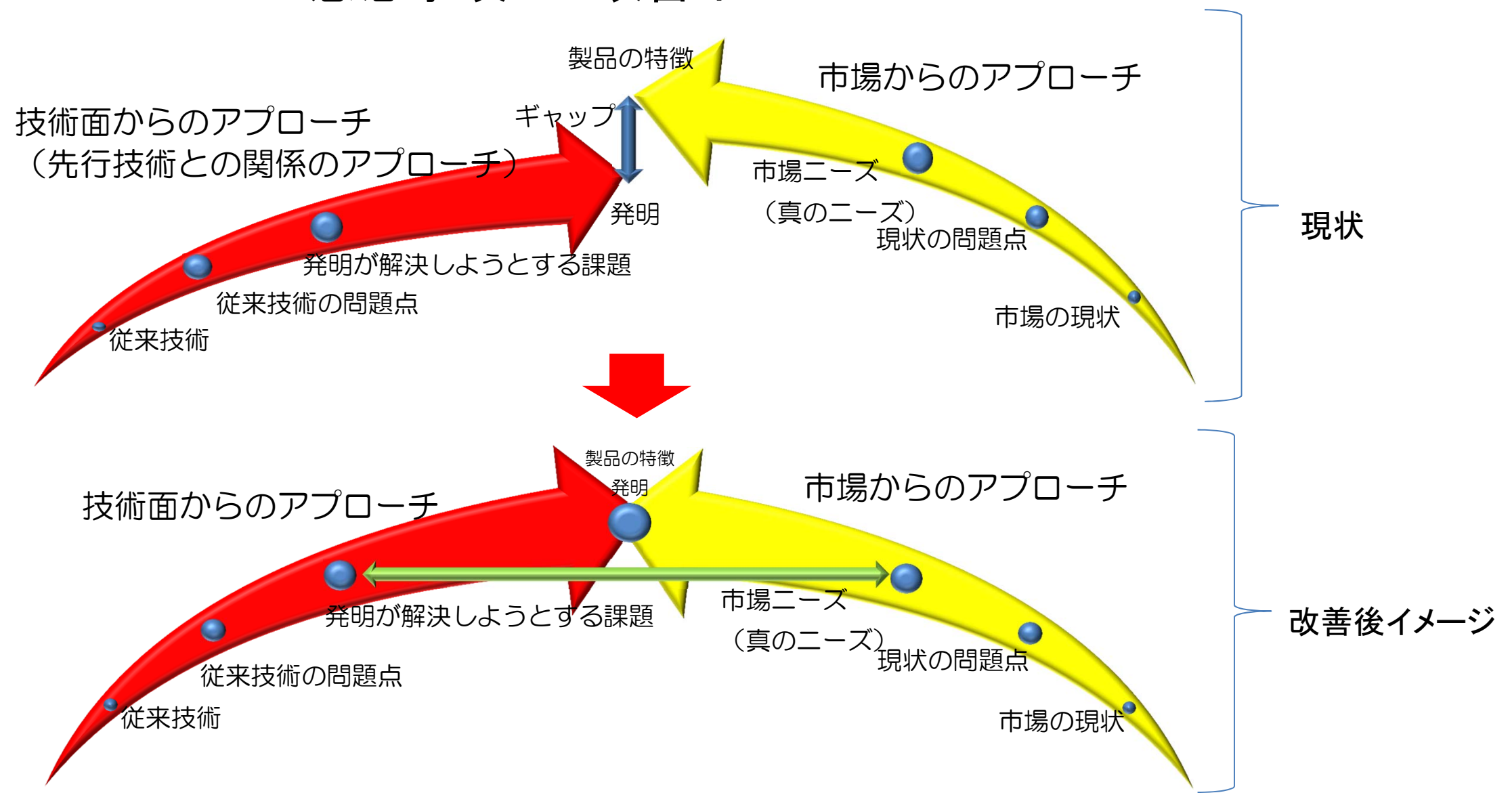


懸念事項4の改善イメージ



新商品開発コンサルティング：

自社の新商品が他社に模倣されると、他社に市場が侵食され、得られるはずだった利益が減ってしまいます。これを阻止するには、独占排他権である特許権等の知的財産権を取得する必要がありますが、その取得した権利が自社の新商品の内容（特に、市場が認める貢献度の高い部分）から外れた権利になっていると、第三者の製造・販売を阻止することができません。

知的財産権については、取得から運用まで、高い専門性を必要とするため、自社の権利が商品から外れた内容になっていても気づかない場合が多いのが現状です。

新商品開発コンサルティングでは、知財を意識できる人材の育成と、商品の特徴とリンクした権利（自社のビジネスを保護できる権利）できる仕組みづくりを行います。